

7. データヘルスの取組

【改革工程表における記載】

＜⑳民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞

- ・ 日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択
- ・ 「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ

保険者によるデータ分析に基づく保健事業（データヘルス）の実施

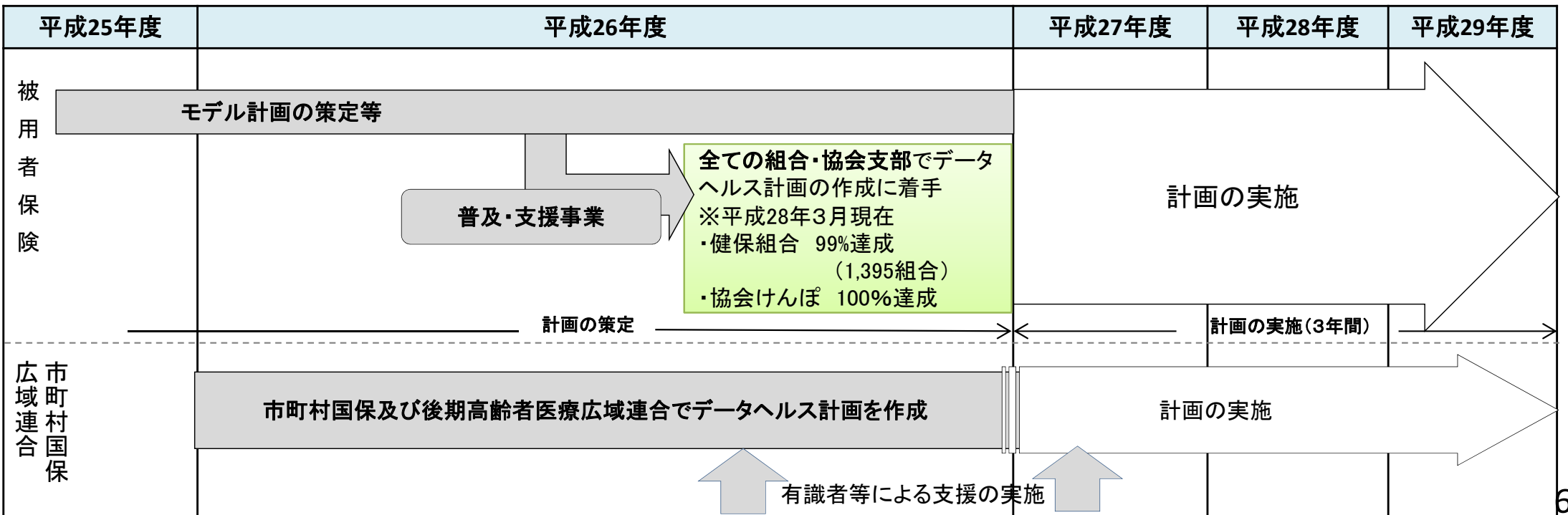
- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合等に対して、データヘルス計画の作成と事業実施等を求めることとされ、平成26年4月には保健事業の実施等に関する指針の改正等を実施。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 抄

健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

- 医療保険者が、平成26年度以降、順次、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を行い、平成27年度までにレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進。
 - ・現在、一部の健保組合等において、こうした取組のモデルとなる計画の策定等を先行的に進めているところ。
 - ・市町村国保等においては、中央・都道府県レベルで有識者等からなる支援体制を整備し、データヘルスへの取組の支援を進めていく。
- 今後、全ての医療保険者が保険者機能をより一層発揮し、加入者の健康の保持増進に資する取組が円滑に進むよう、国としても支援していく。

<データヘルス計画の実施スケジュール>

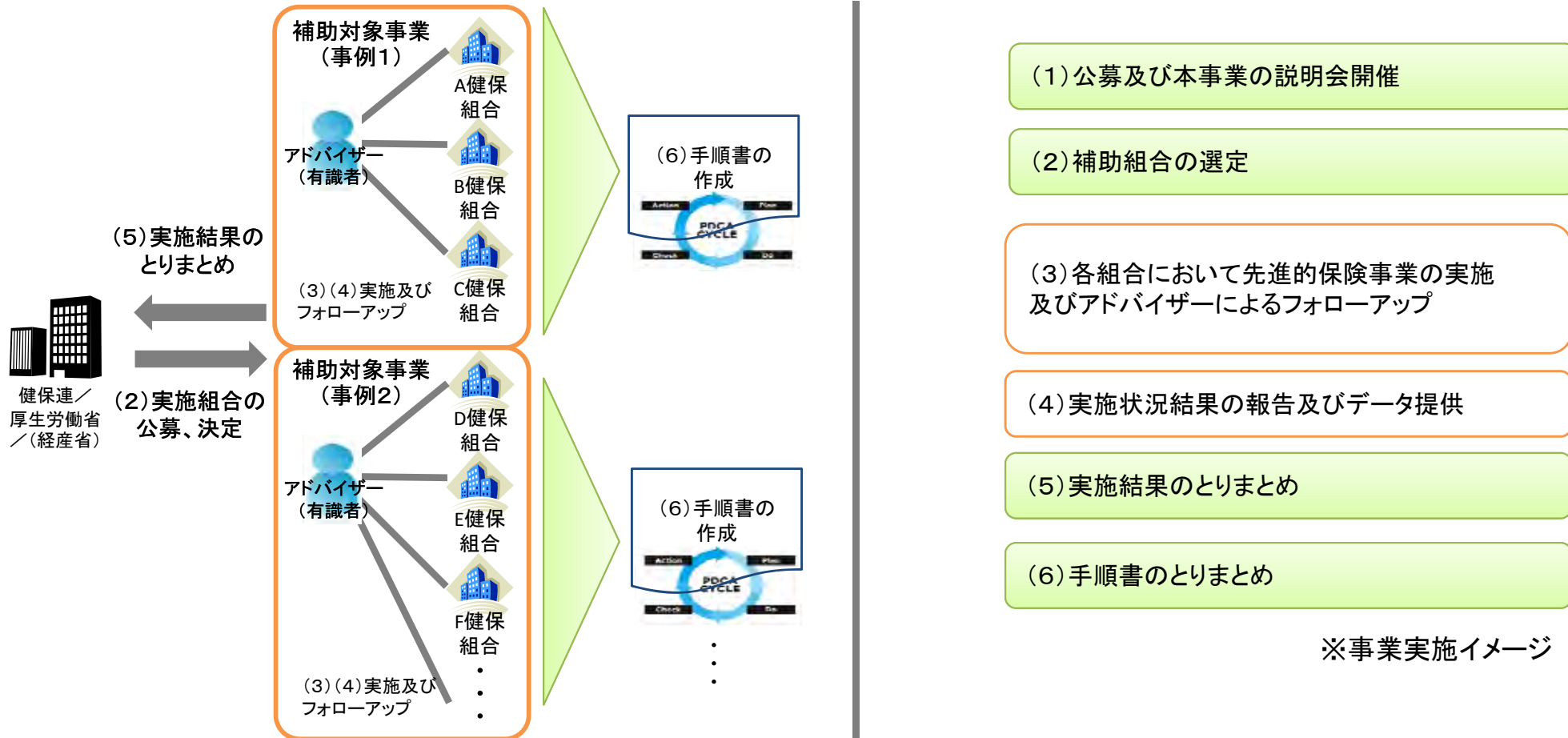


レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業（先進的保健事業の推進プロジェクト）

1. 目的

本事業では、効果的・効率的な保健事業をPDCAサイクルに基づき実践することに資する目的で、「データヘルス計画作成の手引き」において「保健事業の基盤」として位置づけられる「職場環境の整備」、本人の健診データに基づく個別性の高い情報提供による「加入者への意識づけ」、さらには、多くの保険者が抱える課題解決に向け、「被扶養者の特定健診受診率対策」、「リスク者への効果的な保健指導の実現」といった4つの事業について、将来的に多くの保険者が保健事業に取り入れることができるよう、その取組結果だけでなく、ストラクチャー（事業構成・実施体制）やプロセス（実施過程）を検証し、体系的に整理することとする。

補助対象事業	アドバイザー		連携事業
i) 被保険者の健康増進を目的とした生産的な職場づくりに向けたコラボヘルス推進事業	東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット特任教授 産業医科大学産業生態科学研究所教授	尾形 裕也 森 晃爾	経産省商務情報局ヘルスケア産業課
ii) 加入者への意識づけを目的とした健診データに基づく個別性の高い情報提供事業	独立行政法人国立がん研究センター中央病院総合内科長	大橋 健	
iii) 被扶養者などを対象とした特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨事業	合同会社 生活習慣病予防研究センター 代表	岡山 明	
iv) リスク者の減少を狙った保健指導事業	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長	津下 一代	



レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業

平成28年度予算（案）額：2.8億円

先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効率的かつ効果的なデータヘルス事業を導入し、運営ができるよう、先進的なデータヘルス事業を体系的に整理、パッケージ化して全国的に横展開を推進するとともに、大学や保険者、地域の関係機関と連携し実践的なカリキュラムの開発、潜在保健師の活用などを通じて、データヘルス事業の導入、運営等に係る環境整備を図る。

(1) 先進的なデータヘルス事業のパッケージ化

【宣言1】予防インセンティブを活用した保健事業等

【宣言2】糖尿病性腎症の重症化予防等

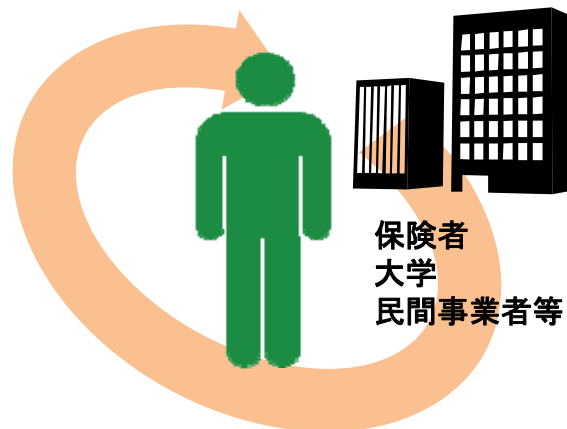
【宣言3】被扶養者の健診受診率向上事業等

【宣言4・5】健康経営・健康宣言運動事業等

【宣言6】ICTを活用した個人に最適化された情報提供等事業

多くの保険者が先進的なデータヘルス事業を抵抗感なく導入し、事業運営ができるように、先進的なデータヘルス事業について、その事業構成や実施体制、実施過程の検証作業までのPDCAサイクルを体系的に整理してパッケージ化し、全国的な横展開を推進する。

(2) データヘルス事業の導入、運営のための人材育成・環境整備



大学や保険者、地域の関係機関と連携しデータヘルス事業の実践的なカリキュラムの開発や、潜在保健師などを活用してデータヘルス事業に明るい人材を育成し、データヘルス事業の導入、運営に係る環境整備を図る。

(3) 中小規模・財政難保険者への支援及び初期費用の補助



データヘルス事業の運営に十分な資源を投入できない中・小規模の保険者であっても持続的に事業運営ができるよう、事業導入に係る初期費用を補助する。

市町村国保の約7割が、データヘルス計画を策定済又は平成27年度中に策定予定

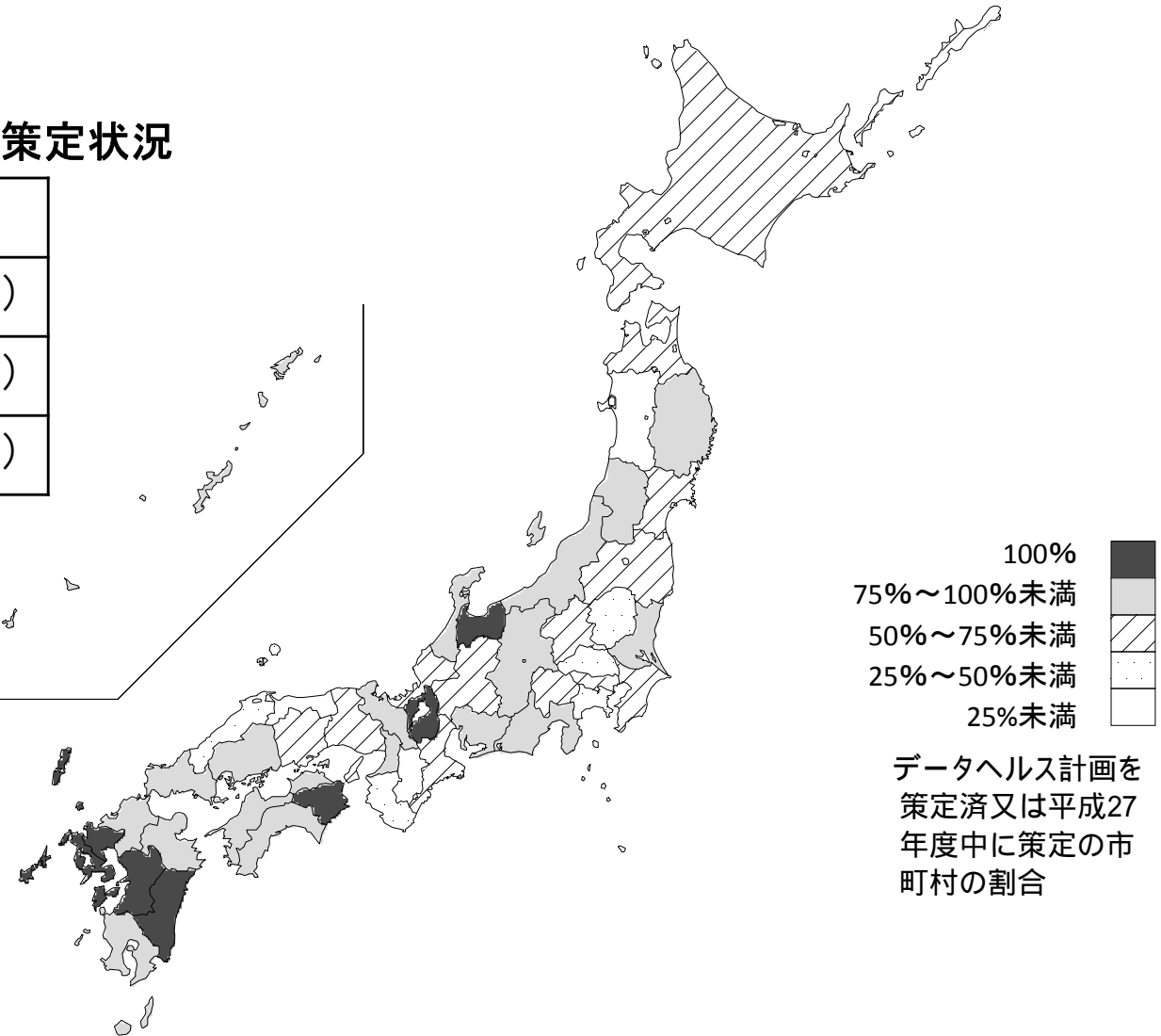
○平成27年7月1日時点でのデータヘルス計画の策定状況

策定状況	保険者数
策定済み	424(24.7%)
策定中	997(58.1%)
未着手	295(17.2%)



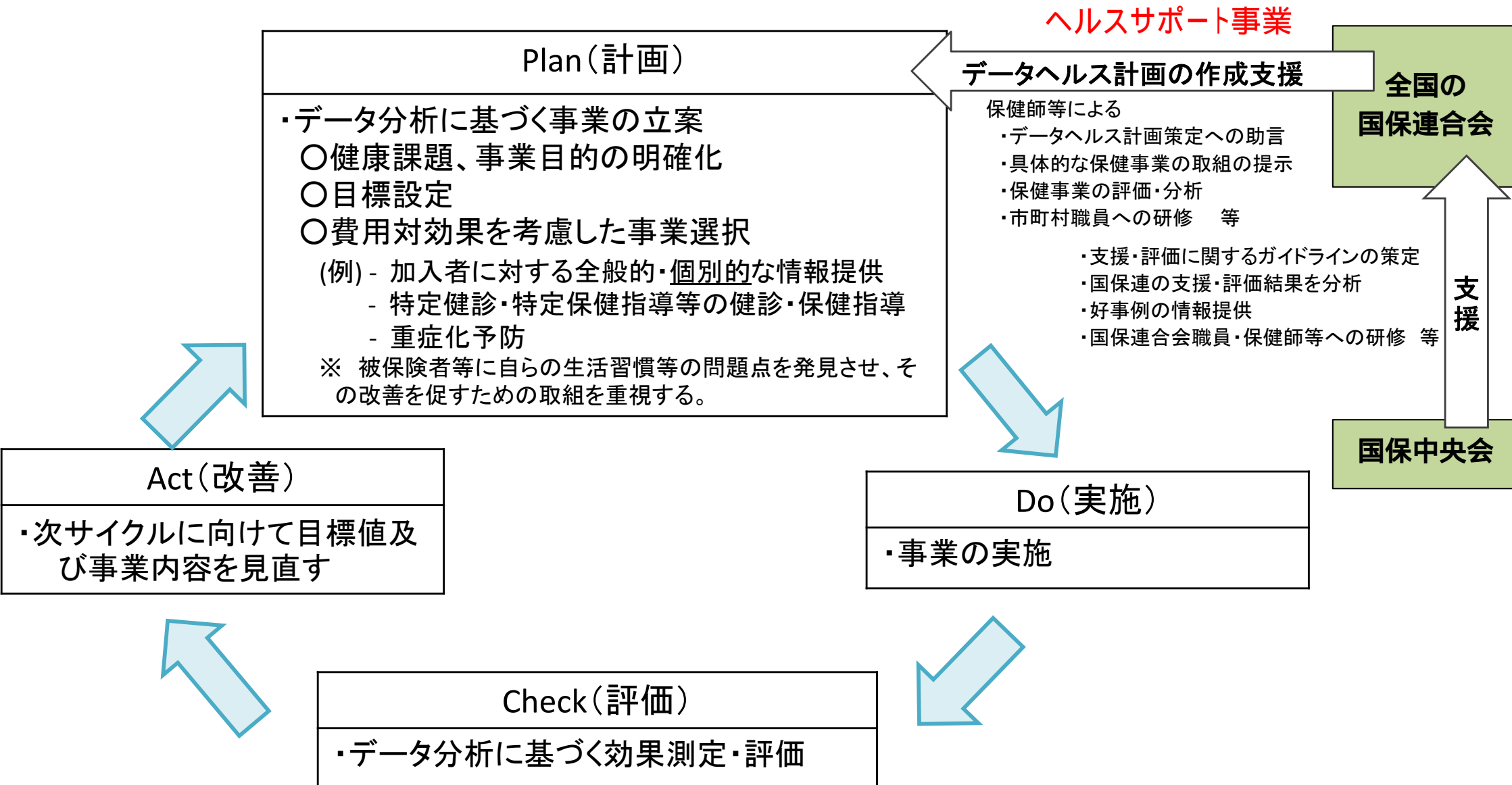
○策定中997保険者の策定期期

策定期期	保険者数
平成27年度中に策定予定	808(47.1%)
平成28年度中に策定予定	156(9.1%)
上記以外	33(1.9%)



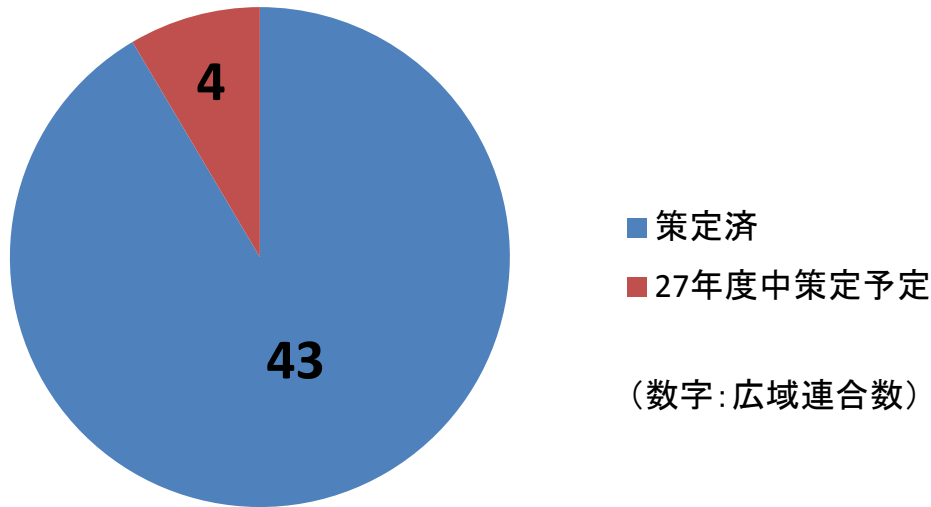
「データヘルス計画」とは

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画
※ 計画の策定にあたって、電子化された健康・医療情報を分析し、被保険者等の健康課題を明確にした上で、事業の企画を行う。

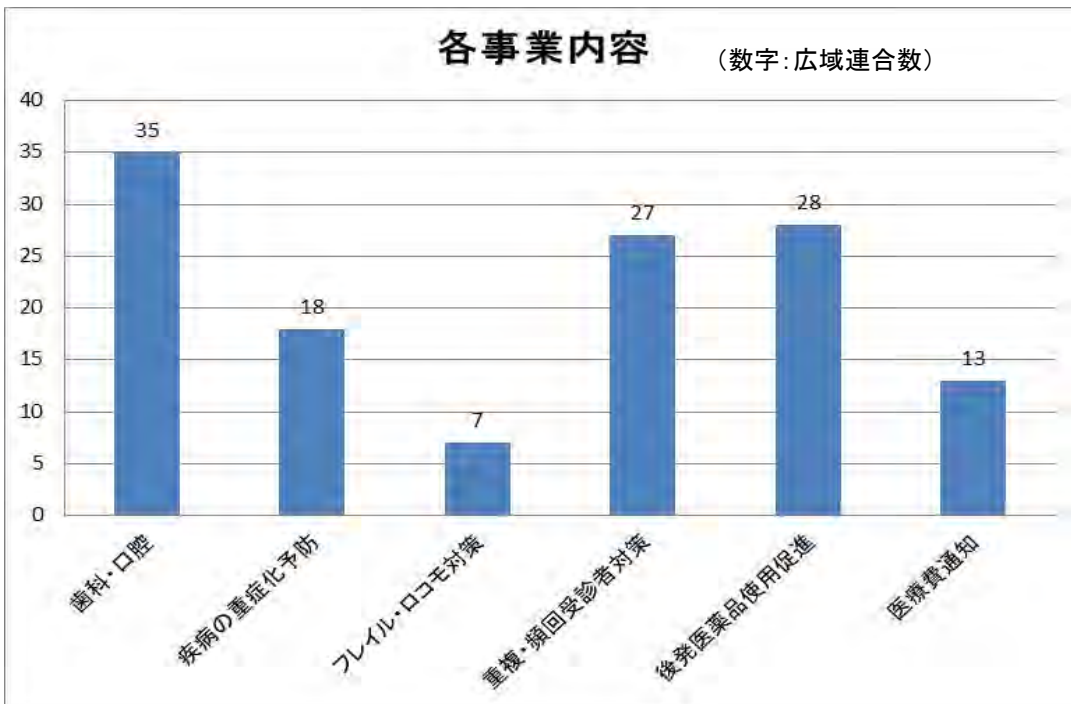


保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定等の状況

データヘルス計画の策定完了時期(H28.2現在)



■ 策定済
■ 27年度中策定予定
(数字: 広域連合数)



主な健康課題

- ・健診受診率が地域により大きく異なる
- ・健診後のフォロー、未受診者への取り組みが必要
- ・かかりつけ医との連携が足りない
- ・健康留意の意識付けが必要
- ・市町村との連携強化
- ・平均寿命、健康寿命の延伸
- ・東日本大震災の影響による避難生活者の健康維持

主な目標

〈短期的〉

- ・健診受診率、後発医薬品普及率、重複・頻回受診者数、健康相談・栄養指導の実施数、重症化予防の実施市町村数等の増加・改善

〈中長期的〉

- ・健康診査受診率の向上
 - ・入院割合の減少
 - ・1人あたり医療費の抑制、医療費の適正化
 - ・日常生活を自立して過ごせる人の増加
- 等

特色のある取り組み

- ・介護予防と連携した運動機能向上への取り組み(運動教室等)
- ・市町村との連携を強化した地域密着の取り組み
- ・『健康状態不明者』(医療・介護・健康診査いずれのデータも無い被保険者)を把握し、健康指導を実施
- ・健診結果の説明会等により自身の健康状態を正確に把握できるようにする
- ・適切な受診(医療)と保健師等による保健指導(保健事業)両面から重症化予防の取り組みを推進
- ・国保の特定保健指導と連携を進める

後期高齢者の保健事業の充実について

[現状]

① 健康診査

- 全広域連合で実施。受診率は26.0%（H26年度）。市町村等に委託。
- 基本的に腹囲測定を除き特定健診（若年者）と同じ項目。

② 健診以外の保健事業

- 健診以外に、
 - ・歯科健診
 - ・重複・頻回受診者等への訪問指導
 - ・ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組 などを実施。

③ 保健事業の実施体制

- 43広域連合で保健事業実施計画を策定済（平成27年度中に全広域連合で策定予定）。

[充実の方向性]

- 生活習慣病等の重症化予防、心身機能の低下に伴う疾病の予防のため、高齢者の心身の特性に応じた保健指導等の実施を推進。

国保法等改正法による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律

第125条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。（平成28年4月1日施行）

- 平成28年度から、栄養、口腔、服薬などの面から、高齢者の特性にあった効果的な保健事業として、専門職による支援をモデル実施。心身機能の包括的なアセスメント手法、効果的な支援方法を検討。

※効果検証を行い、平成30年度からの本格実施を目指す。

- 広域連合と介護保険の地域支援事業を行う市町村が連携を図るなど医療介護連携を推進。

民間も活用した実施体制の支援 厚労省が初の「データヘルス・予防サービス見本市2015」を開催

- より多くの医療保険者に先進的な保健事業を導入するためには、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定し、効率的に横展開していくことが必要。
- 質の高いアウトソーシングを推進するため、健康・予防サービスを提供する事業者と、医療保険者等とのマッチングや、健康づくりの取組を実施している医療保険者、企業、地方自治体等との情報交換の場として、「データヘルス・予防サービス見本市2015」（厚生労働省主催）を開催。
- 健診・保健指導、データ分析、健康な職場づくりに関する展示やセミナーを実施し、出展者数は28ブース、**約3000人が参加**した。



データヘルス・ 予防サービス 見本市 2015

開催日時: **2015年12月15日(火) 10:00-18:00**
開催場所: **東京国際フォーラム ホールB7(地上7階)**
(住所: 東京都千代田区丸の内3丁目5-1)
主催: 厚生労働省
内容: 健康増進・予防に資する製品・サービス
提供事業者等による展示、セミナー等
参加対象: 医療保険者、企業経営者・人事/総務担当者、
自治体関係者、医療専門職、報道メディア等

